

申告漏れはありませんか？

今年の夏は(も?)、日常の生活に多大な影響を与えるほどの異常な暑さでした。PTA活動にも影響があったようです。例年ですと多くの単Pで、夏季休業中に環境整備作業やリサイクル活動が計画されているのですが、暑さのために中止・延期になったところがあったように聞いています。このことが影響しているのか、「災害報告書」等の受付数がごく少数でした。

しかし、見舞金給付会で最も心配していることは、ケガや事故があったにもかかわらず、『災害報告漏れ』があるのではないかということです。PTA活動中にケガをされた方があった場合、ケガをされた方に“見舞金”を給付します。

また、損害賠償責任に関する事故も取り扱っています。PTA活動中に傷害や事故が起こった場合は、速やかに見舞金給付会事務局へお知らせください。

活動終了時には 必ず事故等の有無の確認を

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

「託児」に関する 見舞金給付と賠償責任について

未就学児のお子さんがみえる会員の皆様が安心してPTA活動に参加していただけるように、未就学児を一時預かるシステム(託児)を計画してみえる単Pもあるかと思っておりますので、お知らせします。

【事例】

PTA主催の講演会を開催する予定です。PTAから依頼して、地域の方に未就学児を講演会の会場内にある部屋で、託児の形で見守っていただくことをお願いしようと考えていますが、ケガや事故があった場合はどうなりますか？



見舞金給付について

未就学児を見守る地域の方は、正式にPTAから依頼を受けているので「協力者」となります。したがって、ケガ等の災害に対しては見舞金の対象となります。

しかし、未就学児のケガ等の災害については、見舞金の対象とはなりません。

賠償責任について

【※委託保険会社からの回答】

(1) PTAの依頼を受け見守られた方がPTA会員以外の場合

- 未就学児が起こした事故(ex:借りている施設に損害を与えた・他人にケガを負わせた等)について、未就学児を預かった方に損害賠償を求められるような場合は、適用の対象となりにくいと考えられます。
- また、派遣事業所等に派遣料を支払い有料で依頼した場合は、依頼先の責任となると考えられます。

(2) PTAの依頼を受け見守られた方がPTA会員の場合

- (1)と同様の事例の場合、適用の対象となると考えられます。

しかし、(1)(2)いずれの場合も個別に委託保険会社が判断しますので、事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

—交通事故による傷害の場合— 「見舞金」は給付できません

例えば、PTA行事への参加のための往復途上において、自家用車や自転車を運転中に起こった事故による傷害については、見舞金の給付はできません。

また、トラックや自家用車等の運転中に発生した事故についても、同様に給付できません。

このような場合は、交通事故扱いとして警察に連絡し、加入されている自動車保険等で対応願います。



☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

賠償責任保険の委託保険会社決定について

毎年12月に4~5の保険会社に見積書を依頼し、補償内容・事故対応・保険料等について審査会で審査し、役員理事会において「委託保険会社」を決定後、評議員会で承認を得ています。

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

◆「見舞金給付会アンケート」へのご協力、ありがとうございました。結果は、後日【特別号】で公表させていただきます。

お知らせ

◆右のQRコードから岐阜県PTA連合会のHPを開き、見舞金給付会の給付規程をはじめ、災害発生時の報告・申請に関わる書類等、詳細をご覧くださいことができます。



(今までの「給付会便り」も見ることができます。)